（製造者等による帳簿の保存）

第十六条　法第二十条の農林水産省令で定める者は、試験研究の目的で農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者とする。

2　法第二十条の帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

（除草剤の表示の方法）

第十七条　法第二十二条第一項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりしなければならない。

一　容器若しくは包装に除草剤を農薬として使用することができない旨を印刷し、又はその旨を印刷した票箋を貼り付けること。

二　（略）

三　表示に用いる文字の色が容器若しくは包装又は票箋の色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。

2　法第二十二条第二項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりしなければならない。

一・二　（略）

（生産及び輸入数量等の報告義務）

第十八条　農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、農薬の種類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの期間における製造又は輸入数量、譲渡数量等及び当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十四号により農林水産大臣に報告しなければならない。

（削る）

（帳簿の備付け等を要しない者）

第九条　法第十条の農林水産省令で定める者は、試験研究の目的で農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者とする。

（新設）

（除草剤の表示の方法）

第九条の二　法第十条の三第一項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりしなければならない。

一　容器若しくは包装に除草剤を農薬として使用することができない旨を印刷し、又はその旨を印刷した票せんをはり付けること。

二　（略）

三　表示に用いる文字の色が容器若しくは包装又は票せんの色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。

2　法第十条の三第二項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりしなければならない。

一・二　（略）

（生産及び輸入数量等の報告義務）

第十条　農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、農薬の種類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの期間における製造又は輸入数量、譲渡数量等を、別記様式第九号により農林水産大臣に報告しなければならない。

2　製造者又は輸入者は、前項の規定による報告のほか、毎年一月十日までに、その年の前年の一月から十二月までの期間における臭化メチルの製造又は輸入数量、譲渡数量等を、別記様式第九号により農林水産大臣に報告しなければならない。

（報告）

第十九条　法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、遅滞なく、農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）を集取した場合にあっては第一号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあっては第二号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（センターの職員の身分を示す証明書の様式）

第二十条　法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十九条第四項の規定によるセンターの職員の証明書は、別記様式第十五号によるものとする。

（削る）

（報告）

第十条の二　法第十三条の二第三項（法第十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、遅滞なく、農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあつては第二号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（センターの職員の身分を示す証明書の様式）

第十条の三　法第十三条の二第四項（法第十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定によるセンターの職員の証明書は、別記様式第九号の二とする。

（権限の委任）

第十一条　法第十条の四の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第十三条第一項の規定による農林水産大臣の権限のうち、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用又は除草剤の販売に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくは除草剤を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3　法第十三条第三項の規定による農林水産大臣の権限のうち、製造者、輸入者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、農